

《令和6年度版》

交野市まちづくり市民提案型事業補助金

募集案内

この事業は、自分たちの力で、地域の課題を解決し、地域の活力を生み出そうとする市民団体や自治会等を応援する事業です。

皆さんの日ごろの思いや、アイデアを活かしたまちづくりを仲間と一緒にチャレンジしてみませんか。

応募をお待ちしております。

交野市総務部

地域振興課

■制度の目的

市民団体等が、市と対等な関係のもと、それぞれの特性を生かしながら地域課題を解決するために自主的に取組む交野市まちづくり市民提案型事業に対し、予算の範囲内で事業の経費の一部を補助することにより、多様な公共サービスの提供を推進することを目的とします。

■補助の対象となる団体

【補助対象団体】

次の①～④を満たす市民団体等（市民活動団体や自治会等）が対象となります。

- ① 市内に主たる活動拠点（法人の場合は登記地が市内に限る。）がある市民団体等であること。
- ② 原則、1年以上継続して活動されていること。
- ③ 構成員が5名以上で、かつ2名以上が市内に在住している者であること。
- ④ 市民団体等の定款又は会則等を設けていること。

《対象外団体例》

- 自治会を総括する地区
- 政治、宗教又は営利を目的とした団体
- 多様な団体から組織される実行委員会や上部組織等
- その他、活動内容等から補助対象として不適当と認められる団体

■補助の対象となる事業

【補助対象事業】

次の①と②に当てはまる事業が対象となります。

- ① 自主的に取り組まれ、継続的に実施される事業
- ② 交付決定日～令和7年3月31日の間に完了する事業

※原則新たに取組む事業が対象となりますが、これまで行っている取組みを発展させ、ステップアップさせる取組みも対象となる場合があります。

《対象外事業》

- 特定の個人や市民団体等のみが利益を受ける事業。ただし、補助金の交付を受けようとする市民団体等が自治会等であり、その地域の住民全体に利益が還元される事業と認められる場合は、この限りではありません。
- 地域住民の交流会、その他の親睦会的な事業
- 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある事業
- これまで補助対象事業として採決された事業

【対象事業 例】

1. 食の安全活動（実施団体：◎◎会）

地産地消を進めるため、地元で収穫される産物を利用し、安全で美味しい料理を食べ歩く取組を行ないます。また、子ども達に地域の伝統料理を教える料理教室も行います。

2. 環境保全活動（実施団体：△△会）

地域の身近にある河川の環境保全活動を通じ、環境問題を解決していこうと行動しています。川の浄化対策を積極的に進め、子どもの遊び場を提供し、将来的には環境保護と青少年健全育成を両立させていく考えです。

■補助金の種類と限度額

補助金は、1団体当たり20万円を上限とします。

【補助対象経費】原則次のものとします。

費目	内容（例）
報償費	講師謝礼（団体等の構成員に対するものは除く）
旅費	事業実施に必要な交通費
需用費	消耗品費（用紙、封筒、文具類、材料費等）、光熱水費 印刷製本費（ポスター、看板、記録用写真代）
役務費	通信運搬に係る経費（郵便料等）、広告料、保険料
備品購入費	事業実施に必要な機器、機材等の購入費 ※ただし、補助対象経費の4分の1以内の備品に限る。 （補助金の額が20万円のときは5万円を上限とし、1つの備品の購入でその額を超えるものについては、補助対象外となる。）
使用料及び賃借料	機器類等のリース費、会場等の使用料等、家賃

《対象外経費》

- 市民活動団体等の事務所等を維持するための費用
- 市民活動団体等の経常的な活動に要する費用
- 市民活動団体等の構成員に対する人件費、謝礼等の費用
- その他市長が必要と認めない費用

■応募方法

(1) 募集期間

令和6年4月8日(月)～5月10日(金)午後5時まで

(2) 応募書類

- ① 交野市まちづくり市民提案型事業補助金申請書 【様式第1号】
- ② 交野市まちづくり市民提案型事業提案書(計画書) 【別紙1】
- ③ 収支予算計画書【別紙2】
- ④ 市民団体等の概要がわかる書類(定款または会則等) 【任意の様式】
- ⑤ 市民団体等の名簿(構成員数が5名以上で、かつ2名以上が市内に在住していることがわかるもの) 【任意の様式】
- ⑥ その他補助金の交付に関し、参考となる書類

(3) 申請書入手方法

- 1) 市ホームページ(右QRコード参照)よりダウンロード
- 2) 交野市総務部地域振興課(市役所本館2階)にて入手



(4) 応募手続

募集要項をご参照の上、交野市総務部地域振興課まで持参、または郵送で送付してください。

〒576-8501 交野市私部1-1-1 交野市地域振興課宛

TEL 072-892-0121

FAX 072-891-5046

■補助事業の実施期間

補助金交付決定日から令和7年3月末日まで

■審査と交付までの流れ

1. 審査会でのプレゼンテーション及び提出していただいた申請書類等を基に、交野市まちづくり市民提案型事業審査委員会による審査を行い、補助対象事業を決定します。
2. 交付(不交付)決定通知は、各申請団体に郵送にて送付されます。また、交付決定となった事業、団体及び補助金額については、市ホームページで公表します。

※ 事業終了後は実績報告書を提出する必要があります。

■スケジュール

1. 申請書の提出 【5月10日17時 締切】
(申請書類は「■応募方法」→「(2)応募書類」をご参照ください)
2. 審査委員会審査【5月下旬を予定】
(提案書審査とプレゼンテーション発表による審査)
3. 選考結果通知：交付（不交付）決定通知 【5月下旬から6月上旬を予定】
(審査内容をもとに決定)
4. 事業の実施
(この補助制度では事業終了前に補助金を概算払いすることができますが、事業終了後に精算する必要があります)
5. 実績報告書の提出 【事業終了後、1か月以内】
(実績報告書・収支決算書等)
6. 交付請求書の提出・補助金の交付・補助金の確定 【実績報告書提出後】

Q&A 集

■補助対象団体に関するもの

Q 地域の子ども会で地域課題を解決しようと考えていますが、対象団体となりますか？

A 子ども会の上部組織は不可ですが、地域（校区）の子ども会であり、補助対象条件を備えている場合は提案可能です。ただし、子ども会だけに利益が還元される提案や、既に地区から支援金、補助金等で実施している内容の付け替えは不可です。

Q 様々な団体で組織される実行委員会形式での提案は可能ですか？

A 単一の市民活動団体等を想定していますので、その連合体である実行委員会は対象になりません。

Q 現在、地域課題があり、それを解決するために任意の組織化を図ろうと考えていますが、その組織での提案は可能ですか？

A 活動組織は、原則1年以上の活動期間が必要であるため提案はできません。

Q 自治会組織で提案しようと考えていますが、自治会の規模は何世帯から可能ですか。

A 自治会の世帯数を規定するものではありません。しかし、その地域課題が限られた世帯のみに限定されるものであれば、提案があったとしても、より地域課題の範囲が広く、地域住民全体に利益が還元される提案の方が、審査の段階で順位が高くなると想定されますので、よく検討して提案して下さい。

Q ○○会が発足して3年経ちますが、現在まで会則、役員等は定めず活動してきました。

今回の事業提案に伴い、会則・役員等を定めて申請を行いたいと考えていますが、申請は可能ですか。

A 会則・役員等を定めた場合は申請可能です。ただし、これまでの活動実績等が確認できる書類を提出のうえ説明してもらうこととなります。

■補助対象事業に関するもの

Q どういった事業が対象ですか？

A 市として、あらかじめ一定の具体的な形を考えているものではありません。本事業は、市の視点にない、市民団体等の発想により、地域の課題解決に役立つ取組をご提案いただきたいと考えています。

Q 本事業を活用して地域課題を解決しようとしています、同地域内に提案しようとしている事業を行っている団体があります。その団体とは別に新たに組織を立ち上げ事業提案しようと考えておりますが提案できますか？

A 1年以上活動している市民団体等でないため、原則として提案できません。なお、新たな事業の提案を原則としていますが、その類似事業をより発展させた提案事業であり、1年以上の活動実績がある場合は提案が可能です。

Q 地域課題が公共施設等（用地、水路、その他）で起こっており、市民団体等の自主的な活動により解決を図るため、提案しようと考えていますが、その公共施設等の所管課と協議する必要はありますか？

A 公共施設等の所管課に対して、事業提案する旨を説明し、事前に協議を行う必要があります。ただし、協議した場合であっても提案事業の採択結果には関係ありません。

■補助対象経費に関するもの

Q 新規事業を行うにあたり、8万円の備品を購入したいと考えています。申請額が20万円で、備品購入費は補助対象経費全体の4分の1以内なので、補助金の5万円と団体の会計から3万円を足して備品を購入してもいいですか？

A ご質問の場合は、商品の限度額である5万円を超えるため補助交付対象とはなりません。8万円は全て団体の自主財源で賄っていただきます。

■申請に関すること

Q 申請に必要な計画書の記載方法について教えてください。

A 計画書の記入事例を参考に記載して下さい。

記入例は、インターネット検索で「交野市 まちづくり提案型」と検索し、市民提案型事業ページ内からダウンロードして下さい。

または市役所本館 2階 地域振興課事務所に置いてあります。

Q 提案事業が決定されました。その後の手続きについて教えてください。

A 市から交付決定通知を受け取った後、事業を開始してください。

自己資金が無い団体におかれましては、概算払請求を行い事前に補助金の請求を行うことも可能です。

■審査に関するもの

Q 提案された事業の審査方法は？

A 個別の事業の性質を踏まえながら、新規性や公益性、継続性等の一定の基準を設け、選考会により選定します。

■審査後の手続きに関すること

Q 事業提案の結果はどのような形で周知されるのですか？

A 可否に関わらず提案者に対しては文書によって通知します。また、決定された提案事業については、市のホームページに掲載します。

■事業終了後の手続きに関すること

Q 事業が完了しましたが、手続きはどのようにすればよろしいですか？

A 事業終了後、1か月以内に実績報告書等の提出等が必要です。報告は、領収書等の写し（コピー）が必要です。なお、事業報告書の提出があった後、市が補助金の確定を行います。